

○川南町広告掲載要綱

平成 22 年 12 月 1 日告示第 178 号

川南町広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に規定する町の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
ア 広報誌その他町が発行する印刷物
イ 町のホームページ
ウ その他広告媒体として活用できる資産等で町長が認めたもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載することをいう。
- (3) 民間企業等 広告を掲載したい法人、各種団体及び個人事業者をいう。
- (4) 広告主 広報紙に広告を掲載しようとする民間企業等をいう。
- (5) 広告代理店 広告主に代わって広告掲載の申込みを行う者をいう。
- (6) 原稿等 広告に掲載する原稿、写真、デジタルデータその他広告掲載に要するものをいう。

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題への主義主張
- (6) 消費者金融に関するもの
- (7) ギャンブルに係るもの
- (8) 商品先物取引及び金融商品取引に関するもの
- (9) 景観を害するおそれのあるもの

- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (11) 町の行為とまぎらわしい表現をしたもの
- (12) 法令に定めのない医療類似行為に関するもの
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が広告代理店又は広告主となっているもの
- (14) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が広告代理店又は広告主となっているもの
- (15) 国、地方公共団体その他公共機関と係争中又は指名停止等の不利益処分を受けている者が広告代理店又は広告主となっているもの
- (16) その他広告として妥当でないと町長が認めるもの

（広告掲載の優先順位）

第4条 広告を優先する順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

（広告の規格等）

第5条 広告枠の規格、位置、枠数、掲載の期間、広告掲載料その他必要な事項は、町長が別に定める。

（掲載の申込み）

第6条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿等を添付して、掲載を希望する期日の1月前までに町長に提出しなければならない。

（掲載の決定）

第7条 町長は、広告掲載の申込みがあったときは、掲載の可否を審査し、決定するものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載の可否が決定したときは、申請者に対し、広告掲載可否決定通知（様式第2号）によりその結果を通知する。

（掲載の取消し）

第8条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又はこの告示に違反すると認められるときは、広告掲載を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載の取消しを行うときは、広告掲載取消等通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

（広告掲載料の納入方法）

第9条 広告掲載料は、町長の指定する期日までに、町の発行する納付書により納入するものとする。

- 2 広告掲載料の納入を確認した後でなければ、広告を掲載することはできない。
- 3 納入された広告掲載料は、広告掲載を取り消したときでも返還しない。ただし、広告主及び広告代理店の責めに帰することができない理由により、広告が掲載できなかった場合は、この限りでない。

（広告内容に関する責任）

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告代理店及び広告主が負うものとする。

（広告代理店の責務）

第11条 広告代理店は、広告主から広告掲載の依頼を受けたときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱等に基づき、事前に確認を行うこととし、修正等の必要がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 広告代理店は、前項の事前確認の結果、法令、要綱等に適合していると判断したときは、広告掲載申込書及び原稿等を町長に提出するものとする。

（庶務）

第12条 広告掲載の募集、申込の受付、委員会の事務、広告掲載可否決定の通知及び収納等は、総務課において処理する。

- 2 広告掲載は、広告媒体を所管する課等で行う。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日告示第41号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 45 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 28 日告示第 114 号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の告示によりされた行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 52 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 28 日告示第 66 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。